

みなさん、おはようございます。

今定例会議もどうぞよろしくお願いいたします。

まず、琵琶湖の水位がマイナス 50 センチ程度となりましたため、昨年定めました「滋賀県渇水対応タイムライン」に基づく水位低下による影響調査を行っております。状況を注視し、必要な対応を取ってまいりたいと存じます。

まず始めに、榴弾砲弾の着弾が確認できなかった事案について申し上げます。

今月 3 日、陸上自衛隊饗庭野演習場におきまして、訓練中に発射された 155 ミリ榴弾砲の砲弾 1 発の着弾が確認できず、演習場外に着弾した可能性も否定できない事案が発生いたしました。

現在も、着弾地点について捜索中、また、今回の事案の原因等の詳細につきまして調査中とのことでございますが、一つ間違えれば人命に関わる大惨事になるところであり、県民に対して大きな不安を与える事態であったと言わざるを得ません。

本県は、平成 27 年 7 月の重機関銃の跳弾事案、平成 30 年 11 月と令和 3 年 6 月の迫撃砲の演習場外への着弾事案などを受け、徹底した安全対策を講じるよう防衛省に申し入れてきたにもかかわらず、こうした事案が発生したことは、誠に遺憾です。

まずは徹底的な原因究明と丁寧な説明について強く要請したところですが、今後、防衛省から説明を受け詳しく状況等を確認した上で、県民の命と暮らしを守るため、地元の高島市とも連携し、必要な対応を行ってまいりたいと存じます。

次に、埼玉県における道路陥没事故について申し上げます。

埼玉県八潮市で先月 28 日に発生した、下水道管の破損が原因とみられる道路陥没事故につきましては、巻き込まれた方の救出作業が今なお行われ、今週 12 日に下水道の使用自粛要請は解除されましたが、120 万人もの生活に影響が生じており、一刻も早い救出と復旧を切に願うものであります。

本県におきましても、今回の事故を受け、下水道施設の緊急点検を行いましたところ、特に異常は発見されませんでした。道路なども含め、インフラ施設を預かる知事として、身の引き締まる思いでございます。

日頃から日常点検、定期点検により異常の有無を調査しているところですが、年々老朽化が進むため、新しい技術も取り入れながら、市町とも情報共有、連携し、適切に維持管理してまいりたいと存じます。

また、万が一、事故が発生した場合の対応等につきましても整理・確認してまいります。

次に、フランス・パリへの訪問について申し上げます。

先週 5 日から 8 日まで、フランス・パリを訪問し、現地の旅行事業者を対象とした商談会を開催するなど、芸術・文化的な側面や、近江の茶、地酒、近江米なども含めた本県の魅力を発信してまいりました。

商談会では、私も直接プレゼンテーションを行い、一般の観光とは違った特別なコンテンツや、大阪や京都に近く、人混みにもまれることなくゆっくり過ごし歴史文化を感じることができる滋賀県はポテンシャルが高いといったお声を直接お伺いし、強い手ごたえを感じたところです。

また、ポンピドゥー国立芸術文化センターでは、本県の作家の作品も含め多くの作品を収集されているアール・ブリュットや、子ども向け芸術活動の取組について意見交換を行いました。

そのほか、パリ市・オカール副市長との夜型観光等についての意見交換、パリ市内の交通政策、交通まちづくりの状況の視察などを行ってまいりました。

今回の訪問で得られた知見や結びつきを、本県への誘客や今後の県立美術館の魅力向上につなげるなど、本県の施策にも活かしてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、2月定例会議の開会に当たりまして、少しお時間を賜り、新しい年度に向けた県政運営方針について申し述べますとともに、本日提出いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

令和7年度は、いよいよ4月から大阪・関西万博、秋には、わたS H I G A輝く国スポ・障スポが開催されます。

すでに、第79回国民スポーツ大会冬季大会が先月26日から開催されており、私も今月2日に岡山県に赴き、目片副議長と共にアイスホッケー競技に出場した光泉カトリック高校の選手達を激励、また応援してまいりました。

スケート・アイスホッケー競技会を終えた時点では、過去最多得点を獲得し、男女総合7位の成績となっており、引き続き、天皇杯獲得に向けて、本県選手団の活躍を期待しているところです。

また、戦後80年の節目を迎え、阪神・淡路大震災からは30年が経過し、笑顔のもとである、平和への思い、暮らしの安全、防災をより強く意識する1年になると考えております。

さらに、「琵琶湖保全再生法」が施行されてから10年となることに加えて、昨年末に国連において「世界湖沼の日」が制定されたことを契機に、

琵琶湖を「窓」として地球の環境、世界の動向を見て、琵琶湖を「鏡」として私たちの日々の暮らしを見つめ直し、改める姿勢を持ちたいと思います。

そのような中、令和7年度県政運営に向けましては、

琵琶湖をはじめ自然の中でともにいきること

世界とともにいきること

すべてのひとといきものと未来へともにいきること

を大事に、『輝く』いまを、ともにいきる『健康しが2.0』をつくっていく1年にしていきたいと思います。

以下、具体的な説明に入らせていただきます。

まず、令和7年度当初予算案について、でございます。

令和7年度一般会計当初予算案の総額は、6,462億円、前年度に比べ317億円、5.2%増となります。

主な歳入について申し上げます。

まず、県税につきましては、総額は1,950億円で、前年度に比べ157億円、8.8%の増となっております。

このうち、個人県民税は、令和6年度に実施された定額減税の影響がなくなるなどにより、82億7,730万円、14.9%の増収を、また、法人二税につきましては、堅調な企業業績を反映して、52億8,770万円、9.4%の増収を、それぞれ見込んでおります。

地方交付税につきましては、地方財政計画の状況等を踏まえ、前年度に

比べ 40 億円、3.0%増となる 1, 360 億円を計上したほか、県債につきましては、27 億 9, 120 万円、4.7%増の 625 億 8, 110 万円を計上しております。

なお、臨時財政対策債は、平成 13 年度の制度創設以来、初めて発行しないこととしております。

歳入の一般財源総額につきましても、県税の増加等により、前年度と比べ 166 億円、4.8%増の約 3, 624 億円を見込んでおります。

また、歳入から歳出を差し引いた財源不足額は 104 億円となり、財政調整基金等を 48 億円取り崩すとともに、財源対策的な県債を 56 億円発行することで収支均衡を図ったところです。

次に歳出でございますが、こちらは組織体制と合わせて主な施策に沿って申し上げます。

来年度は、重点テーマとして「国スポ・障スポ」「大阪・関西万博」の取組およびレガシーの創出を掲げるとともに、5 本の柱を中心とした施策を展開するほか、「県北部地域の振興」に集中的に取り組むことといたします。

まず、重点テーマである「国スポ・障スポ」「大阪・関西万博」の取組およびレガシーの創出について申し上げます。

本日で、わた S H I G A 輝く国スポ・障スポの会期前競技まで 204 日、総合開会式まで 226 日、障スポ開会式まで 253 日となります。

平成 25 年度に開催内々定を受け、準備委員会を発足させてから 11 年間、滋賀らしい、みんなが輝く大会を目指し、市町や関係団体、そして県民の皆様と一緒に開催準備を進めてまいりました。

「湖国の感動 未来へつなぐ」という大会スローガンのとおり、「する」「みる」「支える」という体験や、滋賀で生まれた感動が、様々な立場に関わるすべての人の心に刻まれ、明日への活力、未来への希望として将来にわたって引き継がれるよう、開催準備、そして機運の醸成や競技力の向上に、残された期間、最後まで全力で取り組んでまいります。

大阪・関西万博につきましては、本日から 58 日後、4 月 13 日に開幕いたします。

世界約 160 の国・地域が参加する万博には、国内外から多くの人々が来場予定であり、関西の歴史・文化、産業、先端技術などの魅力を発信する絶好の機会となります。

本県は「Mother Lake ～びわ湖とともに 脈々と～」をテーマに万博会場での展示・催事を実施いたしますとともに、県内にも誘い、本県の自然、文化、祭りなど多彩な滋賀の魅力を発信いたします。

そして、両イベントを契機に、「レガシー 2025」として 5 つのテーマを設定したレガシーの創出・定着を目指します。

レガシー 1 つ目のテーマ「子ども・若者」につきましては、まず、世界の様々な文化や知見、技術に触れることで、興味や得意分野を自覚し、自身が進む道を思い描いたり、チャレンジ精神を養ったりするきっかけとなるよう「子どもたちの万博への招待」に取り組めます。

国スポ・障スポでは、選手として参加「する」、競技会・式典を「みる」、競技運営補助員等として「支える」、それぞれの立場で多くの子ども・若者が輝くことにより、レガシーが次世代へと引き継がれていくことを目指します。

この両イベントへの参加につきましては、子どもたちの体験の充実を推

進する観点から、試行的な取組として、県立学校では平日の場合でも、学校を欠席扱いしない「滋賀・体験の日」を導入することとし、また市町にも実施を呼びかけることで、さらなる学びの充実にもつなげてまいります。

2 つ目のテーマ「サステナブル」につきましては、「下流府県と連携した清掃活動」や「大会開催前のおもてなし清掃」により、機運醸成と県内外に向けた環境美化意識の向上を図り、そのつながりを両イベント後にも引き継いでまいります。

また、プラスチックごみ、食品ロス削減に取り組み、開催に伴う環境負荷の低減を図るとともに、優良事例の水平展開を図ってまいります。

3 つ目のテーマ「いのち・ひと」につきましては、「新しい暮らし方の提案、暮らし方改革」として、これまでの暮らしを見つめ直し、多様性が最大限尊重され、豊かで充実した自分らしい暮らし方を一人ひとりがデザインできる社会を目指してまいります。

その 1 つの取組として、様々な学習・体験活動を「しがのこどものなつやすみ」として束ね、自由時間の使い方を提案し、大人も子どもも充実した新しい暮らし方を考える機会につなげてまいります。

4 つ目のテーマ「魅力・つながり」につきましては、特設ウェブページによる魅力発信や、「世界とつながる滋賀」を意識した観光誘客により、滋賀の魅力を発信し、訪れる人、関わる人の創出に取り組んでまいります。

さらに、地域ニーズにあった新たな「ライドシェア」の試行にも挑戦し、課題や可能性を検証しながら、地域特性に応じた地域交通ネットワークの確保・充実につなげてまいります。

5 つ目のテーマ「共生」につきましては、障害者スポーツの普及・振興を目指し、多くの関係団体を巻き込んだ協議の場を作り、誰もが生涯にわ

たってスポーツを楽しめる環境作りに活かしてまいります。

また、様々な障害のある方の大会への積極的な参画や競技を観戦できる環境の整備、障害者観客数の倍増を目指す取組などにより、合理的配慮の定着やユニバーサルデザインの広がりにつなげてまいります。

それでは、5本柱に沿って、主要施策について以下ご説明申し上げます。

主要施策1つ目の柱の「子ども・子ども・子ども」についてです。

子どもは、個人として尊重され、一人ひとりが様々な個性や能力を持ったかけがえのない存在です。

子どもは、大人と共に社会を構成する一員であって、あらゆる場所でその意見が尊重されなければなりません。

そして子どもは、今を生きる大切な存在であるとともに、次代の社会を担う存在であって、明日の滋賀の希望です。

本県では、平成18年（2006年）に「滋賀県子ども条例」を制定し、様々な子ども施策を進めてきたところですが、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

令和5年には「こども基本法」が制定されるなど、子ども政策への関心が高まる中、当事者である子どもの権利や意見をより重視する「子どものために、子どもとともにつくる県政」を推進するため、新たな条例の制定が必要だと考えます。

これまで、高校生・大学生や関係団体、学識経験者による議論を積み重ねて参りましたほか、子どもの意見を聴き、それを反映する過程を大事にしながら条例づくりを進めてまいりました。

今定例会議に提出させていただいた「滋賀県子ども基本条例」案では、子どもの権利を守ることを明確に位置付け、社会全体で取組を推進することや、子どもの意見を尊重することについて規定するほか、子どもを権利侵害から守る個別救済や制度提案などを行う「滋賀県子どもの権利委員会」の設置など、新たな取組も盛り込んでおります。

本条例の制定を契機に、子どもの権利が守られ、全ての子どもが一人ひとり心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現を目指して、より一層力強く取り組んでまいります。

近年、子どもが地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会や場が、子どもたちの自己肯定感を高めるためにも、ますます重要になっています。

そのため、子どもの健やかな学びと育ちのために、豊かな体験や食、笑顔あふれる教育の実現という視点に力を入れてまいりたいと存じます。

「食」につきましては、地場農産物を学校給食へ安定して届ける仕組みづくりをスタートさせますほか、「高校生のお昼ごはん」をおいしく楽しく負担少なく届ける仕組みづくりについても検討いたします。

豊かな体験の1つである自然との触れ合いにつきましては、「うみのこ」、「やまのこ」、「たんぼのこ」などの取組に加えて、水辺での取組を新たに「みずべのこ」として、自然観察会などに取り組むとともに、子どもが安全に水辺に近づく親水護岸などを整備してまいります。

令和8年の木育拠点グラウンドオープンに向けた準備を進めております近江富士花緑公園におきましては、先行して、木育施設「しがモック」を本年夏にオープンいたします。

県産木材で作られた壁や床、遊具との触れ合いを通じて、木の香りや肌触りなどを五感で感じながら、子どもを中心とした多くの方々に木の良さを知り、森林に親しみを感じていただけるよう努めてまいります。

また、子どもたちの「夢と生きる力」を育むため、これまでから注力してきた「読み解く力」をさらに伸ばし、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、子どもたちの「学ぶ力」の向上を図ります。

滋賀まるごと「こども としょかん」の実現に向けましては、学校図書館の機能強化を進め、子どもたちの読書活動を推進いたします。

さらに、障害のある子ども一人ひとりの状態に応じた教育的ニーズに的確に応えるため、引き続き特別支援教育の充実を図りますとともに、分離新設する特別支援学校の整備を着実に進めるほか、新たに、特別支援学校において、体育館の空調設備の整備にも着手いたします。

過去最多の状況となっております不登校の子どもたちにつきましては、原因は様々ですが、どのような状況にあっても、学びの機会と居場所を確保する必要があります。

そのため、誰もが安心して学ぶことができる学校づくり、子どもの変化の兆候段階での対応など、学校内での取組とともに、医療・福祉などの様々な関係機関・地域とも連携して、アウトリーチ支援の充実やフリースクール等民間施設利用者支援など、学校の外での取組も進めてまいります。

また、貧困、児童虐待等の家庭環境、外国籍、障害など、多様な背景により困難な状況にある子ども・若者が、自分らしい未来を描けるよう、一時避難的な居場所の確保や、外国籍の児童生徒等への支援、ひとり親家庭に対する食糧支援など、その状況に応じた取組を実施してまいります。

安心・安全な子育て環境の整備につきましては、喫緊の課題である待機

児童の解消のほか、令和８年度からのこども誰でも通園制度の本格実施を控える中、保育人材の確保が急務となっているところです。

国において、過去最大規模の保育士等の処遇改善が行われることとなりましたが、県としても、地域限定保育士試験の導入や、人材バンクの充実による潜在保育士の再就職・就業の支援など、保育人材の確保に向けて、あらゆる手立てを講じます。

また、子ども・若者が自らの性と健康を意識して、早くから将来のライフデザインを描けるようにするためのプレコンセプションケアの取組や、どの地域でも安心して出産できる取組を進めることにより、誰もが、希望するライフプランの選択ができることを目指してまいります。

次に、２つ目の柱の「ひとづくり」について申し上げます。

性別役割分担意識や、それを背景とした習慣は、アンコンシャス・バイアス、すなわち無意識の思い込みとして、今なお社会に根強く残っており、性別に関わらず誰もが自分らしく活躍できる社会を実現するために、ジェンダーギャップの解消は次の世代に先送りできない、早急に解決すべき課題です。

そのため、「パートナーしがプラン」の改定に向けた議論と、そのプランで掲げる目標を踏まえて発行を目指します「ジェンダー平等債」の検討・準備を合わせて行ってまいります。

次代の社会を担うひとづくりに向けて、県立高等学校におきましては、生徒の様々な学習ニーズに対応できるよう、各学校の魅力化を推進することが重要です。

普通科では、本年４月から伊香高校に「森の探究科」、守山北高校に「みらい共創科」を新設し、産業系の専門学科では、職業上必要となる専門性

と社会人としての意識を併せ持った人づくりに取り組めますほか、グローバル、アグリー、マイスター、クリエイターなどのテーマで、地域と連携・協働した特色と魅力ある学校づくりを推進いたします。

県立高専につきましては、開校まで3年となり、いよいよ、完成予想図をお示しする段階に入ります。

令和10年4月に開校を目指す、「滋賀発で次の時代の社会を支える高度専門人材」を育成する新しい高専の具体的な姿をお示しできるよう、開校準備を着実に進めてまいります。

また、地域課題等の解決に向けた大学による実証研究に対する支援や、GX技術の開発を進めようとする企業と大学との連携体の組成に向けた支援を行うなど、大学との連携について、組織体制も含めて強化するとともに、県立大学が今後も選ばれる存在となることを目指して、魅力化戦略の策定等を進めてまいります。

本県の高齢者人口は、令和27年（2045年）にピークを迎える見込みであり、医療や福祉を支える人材の確保は、今後の社会保障の基盤を揺るぎないものとする上で最重要課題の1つです。

こうした課題に対応するため、県内のどの地域においても、住民が安心して医療や福祉サービスを受けられる環境を整備いたしますとともに、医療福祉を支える人々が心身ともに健康で、やりがいを持って働き続けられる社会の構築を目指し、「未来の滋賀」を担う医療福祉のひとづくりを着実に推進してまいります。

そのための重要な役割を担うべく、医療福祉センター機能と人材養成機能という2つの機能を持つ医療福祉拠点の整備を進めているところです。

そのうち、人材養成機能につきましては、大学等の設置に向けて、今年

度内の事業者決定を目指し、公募してまいりましたが、応募者がなく、不調となりました。

大学を取り巻く状況は厳しいものがございますが、人材養成機能が必要との認識は変わっておらず、今回不調となった要因等も踏まえながら、今後の対応方針を検討してまいります。

商工業、農林水産業、建設産業などの各分野においても、労働力や担い手不足のほか、専門人材の育成などが課題となっています。

商工業では、若者や中高年齢者、女性、外国人など多様な人材の活躍を進めているところですが、特に若年層の確保・定着に向けて、経済的負担軽減と若者自身の成長の両面からの支援となる、従業員の奨学金返還や資格取得等のスキルアップへの支援など、県内中小企業が行う人材の確保・定着に向けた取組を新たに支援することで、県内就業を促進いたします。

農林水産業や建設産業では、関係機関・団体とも連携し、スマート技術の導入、外国人就労者の確保に向けた仕組みづくりなど、将来にわたって担い手を確保できるよう、取り組んでまいります。

次に、3つ目の柱の「安全・安心の社会基盤と健康づくり」についてでございます。

社会構造の変化や家族の形態の多様化、地域住民同士のつながりの希薄化により、地域の課題は一層複雑化・そして多様化するとともに、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。

誰もが安全・安心に暮らせる社会を実現するため、支援を必要とする方に情報や支援が確実に届く仕組みづくりや、罪を犯した人の立ち直りを支える地域ネットワークの構築を通じて、セーフティネットの充実に取り組んでまいります。

また、認知症になっても支えられるだけでなく、希望を持って暮らせる「認知症バリアフリー」の地域づくりを推進いたします。

さらに、様々な生きづらさを抱える方々に寄り添い、相談体制の充実、人材育成、受入環境の整備などを進めるとともに、支援する人への支援を行うことで、「自分らしさ」が尊重され、誰もが活躍できる共生社会の実現を目指してまいります。

阪神淡路大震災から 30 年、能登半島地震から 1 年が経過したところですが、昨年 8 月に続き、先月にも日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくないという危機意識を抱いております。

誰一人取り残さない「災害に強い滋賀」を実現するため、感震ブレーカーの設置促進をはじめ、生き延びるための「自助・共助」を推進いたしますとともに、県・市町が行う「公助」の力を高める取組を進め、大規模災害への備えに万全を期してまいります。

激甚化・頻発化する自然災害から、県民の皆様の生命と財産を守り、安全・安心を確保するため、強靱な社会インフラの整備と適切な維持管理が重要となります。

そのため、河川改修や土砂災害対策、治山対策やため池整備などに取り組みますとともに、平時には県民の生活やなりわいを支え、発災時には救助・救援活動を支える、強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築してまいります。

なお、土地開発公社の解散に伴い、用地取得や造成等の専門的な業務を集約化し、効果的・効率的に業務を推進するため、新たに「用地事業支援課」を設置し、体制を強化いたします。

また、多くの社会インフラが老朽化する中、予防保全に基づくメンテナンスへの転換により、中長期的なコストの縮減や平準化を図りつつ、着実に社会インフラの長寿命化に取り組むことに加えて、ライフラインである上下水道を適切に維持しつつ、経営の持続性を高めるため、今後の事業や組織のあり方等について、市町の意見を丁寧に伺いながら、検討に着手いたします。

さらに、本年４月からは、県全域で盛土規制法に基づく規制が開始されますことから、市町と連携し、一定規模を超える盛土の許可申請や届出が適正かつ円滑に行われるよう努めてまいります。

治安情勢につきましては、刑法犯認知件数や交通事故発生件数が前年を上回る状況であり、詐欺被害の急増をはじめ、「匿名・流動型犯罪グループ」による犯罪が県民に大きな不安を与えております。

「闇バイト」の危険性に警鐘を鳴らし、詐欺被害の防止を広く呼び掛けるため、SNS媒体において注意喚起メッセージを自動配信いたしますほか、事業者のサイバーセキュリティ対策を強化する取組や、地域主体の街頭防犯カメラの設置支援等を通じて、県民の自主防犯力を高めてまいります。

近年、健康寿命は着実に延伸しておりますが、誰もが自分らしくいきいきと活躍し、みんなでつくり支えあう「健康しが」の実現に向けて、さらなる延伸への取組が重要です。

そのため、健康診断や日常活動のデータをAI分析し、生活習慣改善のアドバイスを提案するシステムの構築、運転免許証を自主返納する高齢者への支援などにも新たに取り組む、健康長寿日本一を目指してまいります。

また、誰もがスポーツを身近に楽しめる滋賀を目指し、国スポ・障スポ

のレガシーやプロスポーツを生かした地域活性化、部活動の地域連携に向けた環境整備などに取り組んでまいります。

県民の命と健康を守る役割を担っております病院事業につきましては、先月、総合病院と小児保健医療センターを統合した1つの病院として、新たな船出を切ったところでございます。

令和8年1月を予定しておりました小児病棟の移転につきましては、病院運営を停止させることなく工事を実施するために相当の期間が必要となることが判明しましたことから、令和9年中に工事を完了し、その後速やかに移転を行うこととしてまいりたいと考えております。

併せまして、小児新棟の整備についても、障害児者の歯科医療をはじめとする病院機能の充実やそれに伴う施設内容などに関して検討を行う必要がありますことから、令和11年1月に予定しておりました供用開始を、令和13年度中に変更して取組を進めていくことといたします。

スケジュールは変更となりますが、診療機能・体制を充実・強化し、小児患者に対する医療の充実を図りますとともに、子どもから大人まで安心・信頼・満足の得られる高度専門医療の提供に取り組んでまいります。

文化財の分野では、これまでに実施してきた取組を実らせる重要な時期を迎えます。

彦根城の世界遺産登録につきましては、イコモスに評価いただいた江戸時代の「大名統治システム」の価値をさらに磨き上げ、国内推薦の獲得を目指しますとともに、引き続き機運醸成にも取り組んでまいります。

令和8年度の安土城築城450年に向けましては、安土城考古博物館を安土城・信長・戦国の魅力発信の拠点として来月18日にリニューアルオープンすることを手始めに、デジタル技術を活用した現地での見える化アプリ

の活用や関連イベントの開催により、魅力を発信してまいります。

公園と交通の2つの施策は、私たちのこころとからだの健康を高めるために、大変重要であると考えております。

公園につきましては、「THE シガパーク」として、一体的な魅力発信を開始しているところですが、より多くの方々にその魅力を伝え、「しがの公園」に来ていただけるよう、トイレの整備や遊具の更新などを進めてまいります。

さらに、「THE シガパーク」の将来のあるべき姿や基本理念について、利用者や学識経験者、ボランティアなどと議論を重ね、令和8年度末にビジョンとして取りまとめることといたします。

駐車場有料化の社会実験を行ってまいりました湖岸緑地の適正利用に向けましては、誰もがいつでも楽しく過ごし、遊べる公園を実現するための仕組みづくりを進めてまいります。

交通につきましては、令和5年度に策定いたしました「滋賀地域交通ビジョン」で描きました「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動できる」持続可能な地域交通ネットワークの構築を目指し、具体の施策を盛り込んだアクションプランとなる「滋賀地域交通計画」の令和7年度内策定に向けて取組を進めます。

これまで、ワークショップ等により県民の皆様と真摯な対話を進めてきたところですが、さらに工夫を重ね、「より良い滋賀での暮らし方」と、その実現に向けた施策と財源のあり方、また、その財源の選択肢の1つである「交通税」につきましても、皆様と一緒に考え、議論を深めてまいります。

さらに、タクシーの利便性を向上させるための配車アプリやユニバーサ

ルデザイン車両の導入支援、自動運転バスのモデル地区での実証運行などにも新たに取り組み、多様な移動ニーズにきめ細かに対応できるよう注力いたします。

このほか、びわこ文化公園都市とその周辺地域において、地域住民や学生等のくらしを充実させるため、地域内周遊のさらなる活性化について検討を進めることなどにより、地域交通に対する県民の満足度を向上させてまいります。

4つ目の柱の「持続可能な社会・経済づくり」についてでございます。

県内の景況は緩やかに持ち直しているものの、物価高騰や人材不足等の影響が幅広い事業者に及んでおり、特に中小企業では十分に回復を実感できるまでには至っていない状況にあります。

このため、企業と大学との連携や企業間の連携を促進することにより、経営力の向上や効率化等につなげるとともに、海外市場への展開による新たなビジネスチャンスの拡大を図り、中小企業の「稼ぐ力」の強化と「生産性の向上」を促進いたします。

また、事業承継促進による経営基盤の強化、地場産業・産地の活性化のほか、スタートアップや企業の成長段階に応じた切れ目のない支援体制を構築し、新たな産業の創出と中小企業の活性化に取り組んでまいります。

産業立地の推進にあたりましては、「県と市町の連携による産業用地開発事業」として選定いたしました県内3か所の開発に着手いたしますとともに、選定に至らなかった土地の開発についても市町と連携して検討を進めるなど、企業の投資促進に努め、「世界から選ばれる滋賀」の実現に向けて、取り組んでまいります。

農畜水産業は、世界の人口増加や気候変動に伴う生産の不安定化等を背

景に、持続可能な産業としていく必要性をますます強く感じているところ
です。

本県独自の新品種、近江米「きらみずき」と、イチゴ「みおしずく」に
つきましては、生産拡大や供給体制の充実を図るとともに、首都圏等への
販路開拓にも取り組んでまいります。

「近江の茶」は、カフェインレスオーガニック茶に加え、温室効果ガス
排出低減に資するオーガニック栽培技術を開発し、競争力のある輸出向け
産地の育成を目指します。

畜産では、牛の快適性向上に対する支援や県産飼料の利用拡大などの取
組を深めるとともに、積極的に発信することで、将来にわたり選ばれる近
江牛づくりを目指します。

水産業では、「儲かる琵琶湖漁業の実現」に向けて、ビワマスの湖中養殖
へのチャレンジや、県域での集出荷体制の強化・拡充などに取り組めます
とともに、気候変動等の影響も踏まえ、アユをはじめとした漁場生産力の
回復に向けた研究・検討も進めてまいります。

棚田地域の振興に向けましては、企業、大学等との連携により、棚田の
魅力を活かした取組を進め、関係人口の創出や地域活性化につなげてまい
ります。

本県の観光入込客数等は、いまだコロナ禍前の水準に回復していない状
況にあり、持続可能な観光産業を実現させていく必要があります。

大阪・関西万博と国スポ・障スポの開催のほか、秋から始まる「安土城
築城４５０年祭」や大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放送開始など、本県の魅
力発信の好機となりますことから、国内外からの誘客をさらに促進すると
ともに、観光ＤＸの推進などに取り組んでまいります。

本県の魅力の1つである「近江の地酒」につきましては、昨年12月に日本の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたところであり、GI、地理的表示の認知度向上などに一層取り組むことにより、ブランド力を強化いたします。

また、「ビワイチ」は、走破する達成感だけでなく、人とのつながりや生き方を考えるきっかけを与えてくれるものであり、心身の健康の増進、環境との共生、歴史や文化への理解促進、地域住民との交流など、様々な効果が期待できる取組であると感じております。

これらの多様な価値が浸透した「ビワイチライフ」を発信し、「だれでも、いつでも、どこでも」楽しめる環境整備を行い、ビワイチを進化させてまいります。

「世界とつながる滋賀」の実現に向けましては、コロナ禍を経て、交流を再起動させてきた取組をベースに、大阪・関西万博を契機とした交流事業を発展させていく必要があります。

友好姉妹関係にあるブラジル・リオグランデドスール州との45周年記念事業や水害復興支援をはじめ、ミシガン州との大学生や高校生の青少年交流、湖南省との平和祈念交流などにより、交流の質を高め深化させてまいります。

また、友好姉妹3州省に続く新たなパートナーシップ構築を目指し、万博期間中に予定されているオーストリア・ブルゲンラント州訪問団の受入や、グローバルサウスと呼ばれ注目されているベトナムやインドなどとの幅広い分野での関係づくりを行ってまいります。

戦後80年という歴史的な節目を迎え、私たちは改めて平和の尊さを胸に刻み、その礎を築かれた先人たちの努力に深く感謝の意を表するとともに、

未来に向けて私たちがどのような社会を築いていくべきかを改めて考えていく必要があります。

現在、私も含め、戦争を知らない世代が県民の約9割を占める中、戦争を経験した先人たちの平和への願いを決して忘れることなく、次世代に確実に受け継いでいくことが、現代を生きる私たちの使命であると考えております。

このため、語り部の育成や、平和祈念交流事業、県戦没者追悼式への子ども・若者の参画など、若い世代との協働を進め、戦争の悲惨さや平和の大切さを実感できる場を創出し、次の10年、20年、さらにはその先の未来へと語り継ぐ取組を推進いたします。

5本柱の最後、「CO₂ネットゼロ社会づくりやMLGsの推進」について申し上げます。

CO₂ネットゼロ社会づくりの推進につきましては、家庭部門のCO₂排出量削減や、再生可能エネルギーの導入において、進捗に遅れがみられています。

そのため、新たにネットゼロエネルギーハウス、ZEHの新築を支援いたしますとともに、全国に先駆けて、次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池を県有施設に導入するなど、取組を強化いたします。

さらに、国の地球温暖化対策計画等が改定されることから、県におきましても、「CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」を改定し、温室効果ガス排出量の削減と地域や産業の持続的な発展にもつながるCO₂ネットゼロ社会の実現に向けた取組の活性化を図ってまいります。

持続可能な社会としていくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする社会経済システムから、あらゆる段階で効率的・循環的に資源

を利用しつつ、付加価値の最大化を図るサーキュラーエコノミーへの移行を積極的に推進していく必要があります。

そのため、全国で初めての行政発のスタートアッププロジェクトとして、市町・関係団体との協働により、不要となった家具等をリユース、リペアする実証事業を行い、新たな循環経済の仕組みづくりに取り組んでまいります。

ネイチャーポジティブの実現に向けましては、質と量の両面から生物多様性の保全の取組を推進することが重要です。

そのため、民間の力による保全地域の拡大や、大学や企業等による連携の枠組みづくりなど、多様な主体の保全活動を一層促進いたしますとともに、生物多様性の象徴の1つである伊吹山の復旧にも取り組んでまいります。

森林は、琵琶湖の貴重な水の源であるだけでなく、県土の保全や生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材生産など、我々の生活に様々な恩恵をもたらしています。

このため、奥地水源林の保全管理を進めますとともに、より多くの企業が「やま」に関わるができる仕組みを構築することで、都市と「やま」をつなぎ、人や経済の循環を創出する「やまの健康」の実現につなげてまいります。

次に、「世界湖沼の日」とMLGsについて、申し上げます。

世界に先駆けて湖沼の環境問題に直面した本県が、これまで長年にわたり琵琶湖の環境保全を通じて培った経験や思いは、「びわ湖の日」やMLGsの取組として現在まで脈々と受け継がれています。

これまでの琵琶湖保全再生の歩みをアーカイブ化することで琵琶湖の「過去」を輝かせるとともに、7月1日「びわ湖の日」から8月27日「世界湖沼の日」までの期間を中心としたMLGsの達成に向けた活動を充実・強化することで「いま」を輝かせてまいります。

そして、世界湖沼会議への参加などにより、自ら学び行動する若者を育成することで「未来」を輝かせ、湖沼の価値や本県の取組を世界に発信し、グローバルサウスとの交流・連携や国際貢献にもつなげてまいります。

さらに、これらの成果等について、みんなで対話し、共感を広げ、未来を共創する場として、「(仮称)世界湖沼の日共創フォーラム」を開催するなど、科学の知見、県民の行動、そして行政の決断を総動員して、MLGsを進化させてまいります。

続いて、令和7年度に集中して取り組む「県北部地域の振興」について申し上げます。

令和5年度から5年間の重点取組として始動しました「北の近江振興プロジェクト」が、折り返し点を迎えます。

プロジェクトの後半を見据えて、「食と観光」、「文化・伝統」、「アイデア・技術」、「支えあい」の4つのテーマを設定し、特に、「アート」、「オーベルジュ」などの視点を取り込み、北部地域のさらなる可能性を引き出してまいります。

そして、これまで展開してきたプロジェクトだけではなく、地域の様々な取組とも連携いたしまして、「人やまちが生き活きと賑わう北部地域」を目指して、プロジェクトを進化・発展させてまいります。

以上、主に一般会計に係る施策について、その概要を申し上げましたが、このほかに、特別会計は11会計で、

2, 271億1, 053万3千円、企業会計は5会計で、1, 578億520万円を計上しております。

滋賀県職員の志、パーパスとして「琵琶湖とくらしを守る。三方よしで笑顔を広げる。豊かな未来をともにつくる。」を掲げ、この1年間職員とともに、県政運営にあたってまいりました。

琵琶湖は健康か、県民のくらしに笑顔があるのか、子どもを含めた様々な立場の皆様とともにいき、1人1人全ての人の生老病死に寄り添いながら、どのようにして豊かな未来をつくっていくか、ということを常に念頭に置きながら、「健康しが」の実現に向けて、私自身も引き続き先頭に立って全力で取り組んでまいります。

よろしくご鞭撻賜りますようお願いいたしますとともに、一緒に頑張ってくださいませ。

それでは、本定例会議に提出いたしております案件の概要についてご説明申し上げます。

まず、条例案件でございます。

議第18号は、産業用地開発事業特別会計を設置するため、

議第19号は、先ほど御説明申し上げたとおり、子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与するため、

議第20号は、児童福祉法の改正に伴い、新たに一時保護施設の設備・運営基準を定めるため、

議第21号は、刑法等の改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

それぞれ条例を制定しようとするものでございます。

議第 22 号は、議員報酬と特別職の給料月額、退職手当等を改定するため、

議第 23 号は、事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、職員の定数を改定するため、

議第 24 号は、農地法の改正に伴い、新たに設けられた手続に係る事務の市町への移譲等を行うため、

議第 25 号は、育児・介護休業法の改正等に伴い、育児のための時間外勤務の免除の対象者の拡大等を行うため、

議第 26 号、議第 39 号、議第 40 号および議第 44 号は、いずれも給与条例の改正でございまして、職員の給料月額および諸手当について、それぞれ改定を行うため、

議第 27 号は、より実態に即した旅費の支給を行うため、

議第 28 号は、国の子育て支援対策臨時特例交付金事業の実施期間が延長されることに伴い、条例の有効期限を延長するため、

それぞれ条例の一部を改正しようとするものでございます。

議第 29 号は、県税の納付方法の見直しに伴い、必要な規定の整備を行うため、条例の一部を改正いたしますとともに、収入証紙特別会計条例を廃止しようとするものでございます。

議第 30 号は、県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を行うため、条例の一部を改正し、

議第 31 号は、収入証紙制度を廃止するため、条例を廃止しようとするものでございます。

議第 32 号は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 33 号は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 34 号は、むれやま荘の診療所業務を廃止するため、

議第 35 号は、国の公衆浴場における水質基準等に関する指針が改正されたことに伴い、基準を改めるため、

それぞれ条例の一部を改正しようとするものでございます。

議第 36 号は、草津 S O H O ビジネスオフィスについて、令和 6 年度をもって区画の一部を廃止するため、条例の一部を改正するとともに、令和 9 年度をもって廃止するため、条例を廃止しようとするものでございます。

議第 37 号は、木育拠点施設として新たに「しがモック」を供用することに伴い、必要な規定の整備を行うため、

議第 38 号は、地球温暖化対策推進法の改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 41 号は、標準学級数の増減等に伴い、市町立学校の県費負担教職員の定数を改定するため、

議第 42 号および議第 43 号は、いじめ問題対応の一元化を図るため、

議第 45 号は、新たに開設される夜間学級に従事する職員に特殊勤務手当を支給するため、

議第 46 号は、文化産業交流会館のビジネスオフィスの提供を廃止するため、

議第 47 号は、地方警察職員の警察官の定員を改定するため、

それぞれ条例の一部を改正しようとするものでございます。

議第 48 号から議第 58 号までは、その他の案件でございます。

議第 48 号は、契約の締結について、

議第 49 号および議第 50 号は、契約の変更について、

議第 51 号は、訴訟提起について、

議第 52 号は、国の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 53 号および議第 54 号は、琵琶湖流域下水道の湖西処理区および東北部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 55 号は、県道の路線の認定について、

議第 56 号は、県道の路線の廃止について、

議第 57 号は、包括外部監査契約の締結について、

そして、議第 58 号は、関西広域連合規約の変更について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、長くなりましたがご清聴ありがとうございました。

何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。